

国民年金に加入中の方、国民年金に加入される方へ

令和4（2022）年5月よりマイナポータルから 国民年金手続の電子申請ができます

対象手続

- ①国民年金 第1号被保険者加入の届出（退職後の厚生年金からの変更等）
- ②国民年金保険料 免除・納付猶予の申請
- ③国民年金保険料 学生納付特例の申請

メリット
1

24時間365日、申請ができます！



メリット
2

スマートフォンから申請できます！



メリット
3

処理状況も申請結果も確認できます！

まずはマイナポータルの「利用者登録」が必要です →



手続にはマイナンバーカードと、その受け取り時に設定したパスワードが必要です。 <https://myrna.go.jp>

※「マイナポータル」とは、行政手続のオンライン窓口です。オンライン申請、行政機関等からのお知らせ通知の受信などのサービスを提供しています。

マイナポータルとねんきんネットをつなげると、 もっと便利 です！



つなげる手続は簡単！

メリット
1

日本年金機構からのお知らせをマイナポータルで受け取れます

学生納付特例が承認されて翌年度以降も在学予定の方の場合は簡便な方法で電子申請が行えるお知らせが受け取れます。今後もお知らせサービスを拡充予定です。

メリット
2

年金記録を確認できます。

ご自身の国民年金の記録や、お勤めになられた会社の履歴、標準報酬月額、賞与額が確認できます。

メリット
3

将来の年金見込額を試算できます

働きながら年金を受け取る場合や、年金の受給開始を遅らせる場合などさまざまな条件に合わせた試算ができます。

マイナポータルからの手続が必要です。

手続にはマイナンバーカードと、その受け取り時に設定したパスワードが必要です。



ひと、くらし、みらいのために

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare



日本年金機構
Japan Pension Service

カンタン! スマートフォンで電子申請

1 マイナポータル利用のためご用意いただくもの

- マイナンバーカード
- マイナンバーカードを受け取った際に設定したパスワード
 - ・パスワード①：利用者証明用 電子証明書パスワード（数字4桁）
 - ・パスワード②：券面事項入力補助用パスワード（数字4桁）

2 マイナポータル利用者登録手続

（すでに利用者登録されている方はマイナポータルにログインし「3 申請手続」へ）

- ① マイナポータルのトップ画面の「利用者登録／ログインして使う」を選択
- ② 「利用者登録」を選択
- ③ 「スマートフォン」を選択し、マイナポータルアプリをダウンロード
- ④ 「利用者登録／ログイン」を選択
- ⑤ パスワード①を入力し、スマートフォンの裏側にマイナンバーカードを押し当てて読み取りを開始
- ⑥ 画面の案内にしたがい入力・選択し、登録が完了

3 申請手続

- ① マイナポータルのトップ画面の「年金の手続をする」を選択
- ② 「国民年金に関する手続」画面にて、希望する手続を確認し「手続に進む」を選択
- ③ パスワード②を入力し、スマートフォンの裏側にマイナンバーカードを押し当てて読み取りを開始
- ④ 画面の案内にしたがい、申請に必要な内容の入力・選択等を行う
- ⑤ 個人情報の取扱い等を確認し、「同意する」「申請する」を選択

4 送信完了したら 電子申請が完了 です

ご不明な点等ございましたら、以下をご覧ください。

■ ホームページで確認



※こちらの二次元コードからアクセスできます

日本年金機構

検索

<https://www.nenkin.go.jp/>

■ お電話で確認（ねんきん加入者ダイヤル）



0570-003-004

050から始まる電話でおかけになる場合は
03-6630-2525

受付時間

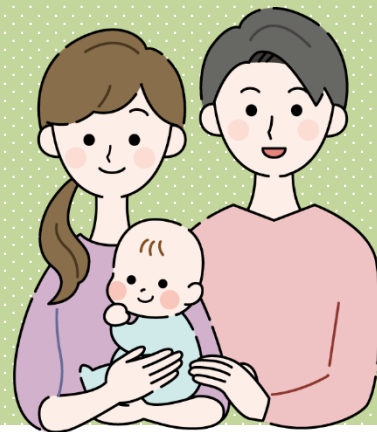
月曜日～金曜日：午前8時30分～午後7時
第2土曜日：午前9時30分～午後4時

※祝日(第2土曜日を除く)、12月29日～1月3日は
ご利用いただけません

令和8年（2026年）10月から

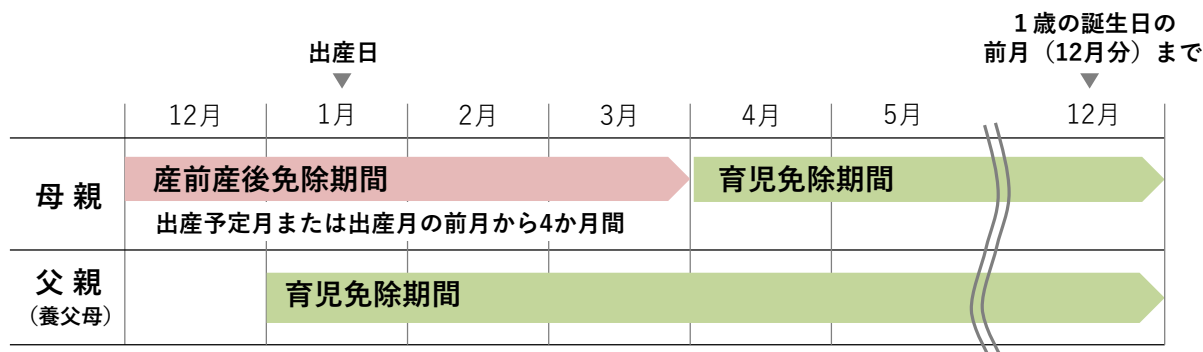
国民年金保険料の 育児免除制度が始まります！

実子、養子を育てている方は、
育児のための免除制度を利用できます。



- 国民年金第1号被保険者（自営業者・農業者・アルバイト・無職など）も**育児で保険料が免除される制度**が始まります。
- お子さま（実子・養子）を育てている方（父母・養父母）は、申請することで、月額17,920円（令和8年度）の**保険料が免除**されます。
- 対象期間は、お子さま（実子・養子）が**1歳になる誕生日の前月まで**です。
- 将来の年金額は、**納付した場合と同じように反映**されます。

<育児免除イメージ図>



申請はスマホでOK！電子申請がかんたん便利

基本的に、**書類を添える必要はありません。**

※ 届書（紙）による手続きの場合には、「産前産後免除該当届／育児免除該当届・終了届」
「マイナンバーカード」の写し等が必要となります。

スマホで24時間365日、電子申請できます。

※ お住まいの市（区）役所または町村役場の国民年金担当窓口や郵送でも手続きできます。

制度や手続きの
詳細はこちら



日本年金機構特設ページ
<https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/ikujimenjo.html>



マイナポータル（電子申請）はこちら
<https://myna.go.jp>